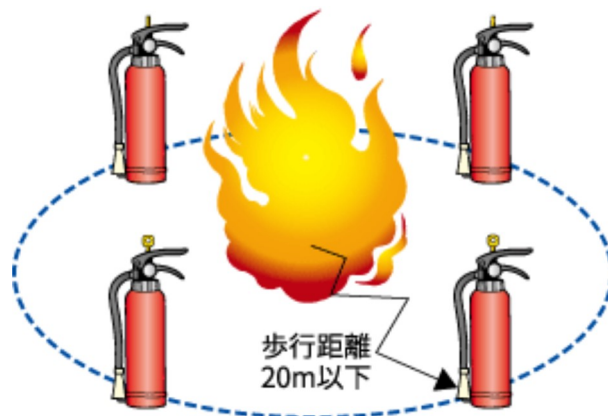


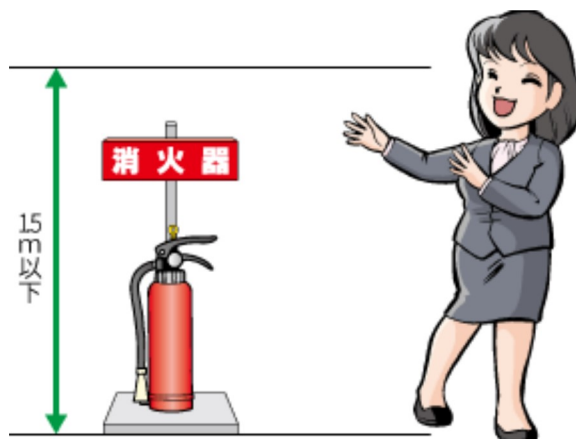
消火器の設置義務

2 設置上の注意

- ① 通行又は避難に支障がなく、必要時にすぐに持ち出せる場所に設置すること。
- ② 消火器は各防火対象物・部分から歩行距離20m以下（大型消火器は30m以下）になるよう設置し、各階ごとに設置すること。



- ③ 床面からの高さ1.5m以下に設置し、「消火器」の標識を見やすい位置に付けること。



- ④ 地震や振動で消火器が転倒、落下しないように設置すること。
- ⑤ 高温・多湿場所は避け、消火薬剤が凍結、変質又は噴出するおそれの少ないところに設置すること。
 - 消火器に表示されている「使用温度範囲」内の場所に設置する。
 - 高温や湿気の多い場所、日光・潮風・雨・風雪等に直接さらされる場所、腐食ガスの発生する場所（化学工場、温泉地帯等）等に設置する場合は、格納箱に収納するなどの防護を行う。
 - 厨房室での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱に設置する。
- ⑥ 6か月に1回以上は外形を点検する。